



26消安第6490号
平成27年3月23日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しにつ
いて

豚流行性下痢（PED）ワクチンについては、「豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給に係る協力体制の見直しについて」（平成26年10月28日付け26消安第3736号消費・安全局畜水産安全管理課長及び動物衛生課長通知。以下「協力体制通知」という。）に基づき、その円滑な供給に御尽力いただけてきたところです。

今年度のワクチン供給については、ワクチンの製造メーカーの協力により、当初予定した300万回分を大きく上回る約350万回分の供給が可能な状況です。また、来年度についても順次出荷が見込まれており、今後も供給が十分確保できるものと考えております。これまでPEDワクチンの円滑な供給に向けて、関係者の皆様から多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このような状況を踏まえ、協力体制通知により実施してきた体制は本年3月末日をもって見直し、協力体制通知の記の2及び3の取組は終了することとしますので、関係者に周知願います。

なお、引き続き、飼養衛生管理の徹底、ワクチンの適切な使用等を御指導いただくとともに、今後、ワクチンの需給が再びひっ迫する状況が生じることが見込まれる場合には、再度御協力をお願いすることを検討しますので、あらかじめ御承知願います。



事務連絡
平成27年3月23日

各都道府県動物衛生主管課長 殿
別記 関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課薬事監視指導班課長補佐

豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直し後の対応について

豚流行性下痢（PED）ワクチンの供給については、「豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しについて」（平成27年3月23日付け26消安第6490号消費・安全局畜水産安全管理課長通知）をもって、これまでの体制を見直したところです。今後の基本的な対応については、下記のとおりとしますので、御協力願います。

記

1. 都道府県

都道府県が把握している養豚農家の需要見込量を基に、都道府県内の1か月ごとの需要見込量（各月中に1回目のワクチン接種を行う妊娠豚の頭数の2倍。以下単に「需要見込量」という。）を把握し、農林水産省消費・安全局動物衛生課に報告することについては変更がないので、引き続き対応すること。

2. 製造メーカー

各月の全国単位での受注量及び出荷量について、翌月の上旬までに農林水産省畜水産安全管理課に報告すること。

3. 獣医師

- (1) 養豚農家に対して、接種適期を確認した上でワクチンを正しく使用するよう指導すること。
- (2) 養豚農家に対する指示書の交付は、養豚農家から情報提供される需要見込量の範囲で行うこと。また、指示書には、接種する妊娠豚の頭数及び接種予定日を明記すること。
- (3) 養豚農家に代わり、獣医師自らが販売事業者に注文する際は、養豚農家から提供される需要見込量の範囲で注文すること。

4. 養豚農家

- (1) 獣医師の指導に従い、接種適期を確認した上で正しくワクチンを使用すること。
- (2) 獣医師に対し指示書の交付等を依頼する際は、需要見込量を情報提供すること。

【問い合わせ先】

畜水産安全管理課薬事監視班 小牟田、金子
(内線) 4531 (直通) 03-3502-8701
yakuji_kanshi@nm.maff.go.jp



別記 関係団体

公益社団法人 中央畜産会
協同組合 日本飼料工業会
全国農業協同組合連合会
全国畜産農業協同組合連合会
一般社団法人 日本家畜商協会
一般社団法人 日本養豚協会
日本養豚事業協同組合
一般社団法人 日本SPF豚協会
公益社団法人 日本獣医師会
一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会
公益社団法人 日本動物用医薬品協会
一般社団法人 全国動物薬品器材協会
一般社団法人 日本畜産副産物協会
全国精麦工業共同組合連合会
全国食肉センター協議会